

変更表

下記のとおり、「弘前市公営企業会計システム導入仕様書」の一部を変更します。

変更箇所	変更前	変更後
5 システム要件 (1) ③	<u>クライアントにプログラムを組み込む必要がなく、</u> WEBブラウザ及びPDF閲覧ソフトウェアがインストールされていれば利用可能なWEB型のシステムであること。	WEBブラウザ及びPDF閲覧ソフトウェアがインストールされていれば利用可能なWEB型のシステムであること。
5 システム要件 (1) ④	本市における以下のクライアント環境で稼働するシステムであること。	本市における以下のクライアント環境で稼働するシステムであることを <u>基本とする。</u> <u>ただし、新規でソフトウェアを導入することで提供可能なもの、または事務の効率化等が図れるものについては提案可能とする。</u> <u>なお、本市情報システム課への申請が必要となる場合があるため、新規ソフトウェアの詳細について提案書に明記すること。</u> <u>また、新規ソフトウェアの導入に係る経費については見積もりに含めることとし、ライセンス数は利用職員（アカウント）数と同数の110とする。</u>